

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(令和4年第3回定例会)

筑西市議会

総務企画委員会 会議録

1 日時

令和4年9月12日(月) 開会:午前9時59分 閉会:午前11時 5分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 議案第57号 筑西市職員定数条例の一部改正について
議案第58号 筑西市職員の定年等に関する条例の一部改正について
議案第59号 筑西市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第60号 筑西市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に
いて
議案第61号 筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第63号 令和4年度筑西市一般会計補正予算(第4号)のうち所管の補正予算
-

4 出席委員

委員長	藤澤 和成君	副委員長	田中 隆徳君		
委員	石嶋 巖君	委員	小倉ひと美君	委員	増淵 慎治君
委員	尾木 恵子君	委員	堀江 健一君	委員	榎戸甲子夫君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 鈴木久美子君

委員長 藤澤和成

○委員長（藤澤和成君） ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付しました順番で、条例議案5案、補正予算議案1案について、所管部ごとに審査を願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される方は挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をまいります。

初めに、総務部です。

議案第57号「筑西市職員定数条例の一部改正について」審査を願います。

人事課から説明を願います。

久保田人事課長。

○人事課長（久保田敏行君） 人事課の久保田と申します。どうぞよろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案第57号「筑西市職員定数条例の一部改正について」ご説明いたします。今回の改正は、条例に規定している職員の定数につきまして、現職員数との乖離を是正するため、今後の職員の定年引上げ等も踏まえ、適正な人数に改正しようとするものでございます。

概要のみ申し上げますと、市長の補助職員、教育委員会の事務局の職員及び公営企業の職員の数を改めまして、合計の職員定数を1,079人から875人に改めるものでございます。

そして、附則でございますが、本条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 議案質疑のときに職員数一時増えていくとのお話があったのですが、今後職員数というのはどのように推移していくのか、大まかで結構ですので、教えていただきたいと思えます。

○委員長（藤澤和成君） 久保田人事課長、答弁願います。

○人事課長（久保田敏行君） お答えいたします。

定年が延びる時期は、定年退職者がいない年が発生します。そのときに採用は続けていこうと思っておりますので、その分定年退職者がいないときに採用するわけですので、定年が延びていく制度が完成するまでの間は、徐々に職員数は増えると考えております。このたびの定数条例のシミュレーションの中では、毎年採用人数を20人として、定年前の退職者、普通退職者がいないということを想定しまして、最大値を取って875人としたものでございます。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） その後定年の引上げが終わった後、徐々に減らしていくというか、職員数は減っていくようなシミュレーションは出ているのですか。

○委員長（藤澤和成君） 久保田人事課長、答弁願います。

○人事課長（久保田敏行君） お答えいたします。

シミュレーション上は、定年前の普通退職者がいないということで今回のシミュレーションを行っておりますので、減っていくということはないのですけれども、そのシミュレーションではなくて、定員管理の中で今後そういった定数とはまた別に定員適正化計画の中で適正な人数ということでやっていきたいと考えております。

○委員長（藤澤和成君） いいですか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） では、最大875人までになるかならないかぐらいで、その人数を大体保ちながら適正化計画の中で職員数をどうしていくかというのを考えていくということによろしいのですか。

○委員長（藤澤和成君） 久保田人事課長。

○人事課長（久保田敏行君） お答えいたします。

875人というのは、あくまでも最大値ですので、現在の定員適正化計画では798人というのが人数になっておりますので、798人前後で推移していくものだと私は考えております。

○委員長（藤澤和成君） いいですね。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 議案質疑のときに答弁で業務の民間委託も進めてきたというお答えがあったのですが、具体的に主立ったので結構ですけれども、どういった業務を民間に委託して、委託した結果によって市民サービスはどうなったのかというところをお聞きいたします。

○委員長（藤澤和成君） 久保田人事課長、答弁願います。

○人事課長（久保田敏行君） お答えいたします。

例えば教育委員会でいえば図書館、図書館2館ありましたけれども、どちらも指定管理者となっております。あと、体育館についても指定管理者となっております。そのほかの調理業務、こちらのほうは、調理員が減りまして、そちらも業務委託という形になっておるといようなことが挙げられると思います。そして、サービス低下したかどうかということについては、指定管理者の中で専門的な方がやっていらっしゃるということで、サービスが低下したということはないと考えております。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） それはサービスが低下したことがないということなのですが、それはその年に何回か検証といいますか、そういう作業は取られているのかどうか、それとかあとなかなかあれですけれども、市民の声なんかはどう反映されているのかという点についてお伺いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 久保田人事課長、答弁願います。

○人事課長（久保田敏行君） お答えいたします。

私ども人事課でありますので、そういった関係のことは直接担当課のほうに届いていると思いますので、

ちょっと私のほうでは把握してございません。

○委員長（藤澤和成君） 田中副委員長。

○委員（田中隆徳君） 1点だけちょっとお伺いします。

これは段階的に上がっていくということなのですが、一時期その人員が増えると。当然それに伴って人件費が増えてきますよね。それでそれは企画財務のほうと調整はしているのだと思うのですが、これは国の施策としてそういう定年を引き上げていくということなのであれば、国、県のほうからその交付金としてそういう自治体のほうに下りてくるものなのかどうか、ちょっとその辺を詳しく教えていただきたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 久保田人事課長、答弁願います。

○人事課長（久保田敏行君） お答えいたします。

申し訳ないのですけれども、ちょっと私のほうではその点については把握しておりません。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 田中副委員長。

○委員（田中隆徳君） 把握していない。考え方的には当然上げるということで、恐らくこれは倣って、我が市だけではなくて、全国的にそういうふうな定年制になってくるのだろうと推測されますが、我が市でもそんなに財政調整基金があるわけでもないですし、人件費が上がってきて、それが交付されないということになると、サービスもしかりですが、その事業そのものにいろいろなものに影響が及ぼす可能性もなきにしもあらずということで、その辺はしっかり条例先行ではなくて、財源とセットでやはりそのぐらい把握してつかんでおいてもらわないと、なかなかなのだと思うのですが、もう一言どうでしょう。

○委員長（藤澤和成君） 久保田人事課長。

○人事課長（久保田敏行君） 人件費なのですけれども、令和3年度11.9%、その前の年は、筑西市いたしましたでは人件費については決算額から見ますと、ずっと下がってきておりまして、全国の平均から見ても低い数字なのかなとは考えております。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） これからの検証だと思えます。ただ、あくまでも自治体の財源でやれといってもなかなかなので、やはりその交付金ですね、そういうふうなのもちょっと当たっておいてもらえると思います。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決をいたします。

議案第57号「筑西市職員定数条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第58号「筑西市職員の定年等に関する条例の一部改正について」審査を願います。

引き続き、久保田人事課長、説明願います。

○人事課長（久保田敏行君） 議案第58号「筑西市職員の定年等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、国家公務員の定年の引上げに伴い、地方公務員の定年についても国に準じて同様の措置を講じる必要があることから、条例改正をお願いするものでございます。

改正の概要のみご説明いたします。主な改正点は5つでございます。まず1点目は、職員の定年を2年に1歳ずつ段階的に引上げ、65歳とするものでございます。

2点目は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入するものでございます。これは組織活力を維持するために、60歳に達した職員を管理職以外の職に異動させる制度でございます。

3点目は、定年前再任用短時間勤務制を導入するものでございます。これは60歳以降に退職した職員を短時間勤務の職で再任用することができる制度でございます。

4点目は、情報提供及び意思確認制度を導入するものでございます。

5点目は、再任用制度を廃止し、経過措置として暫定再任用制度を設けるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） この定年に関して労働組合の意見なんかは聞いているかどうか伺います。

○委員長（藤澤和成君） 久保田人事課長。

○人事課長（久保田敏行君） 組合に説明いたしました。それで了承を得ております。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 分かりました。

○委員長（藤澤和成君） よろしいですか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を終結いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第58号の採決をいたします。

議案第58号「筑西市職員の定年等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第59号「筑西市職員の給与に関する条例の一部改正について」を審査願います。

引き続き、久保田人事課長、説明願います。

○人事課長（久保田敏行君） 議案第59号「筑西市職員の給与に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、職員の定年の引上げに伴い、60歳以降の職員の給与等について国家公務員の取扱いに準

じた措置を講じるため、条例改正をお願いするものでございます。

改正の概要のみご説明いたします。主な改正点は2つございます。1点目といたしまして、60歳に達した職員の給料を当分の間、60歳前の給料の7割水準とするものでございます。役職定年により降任となった職員につきましても、降任前の給料月額の7割水準となるように調整額を支給することを規定しております。

2点目といたしまして、再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることから、文言等の改正を行うものでございます。また、定年引上げが完成するまでは、経過措置として暫定再任用制度が設けられることから、暫定再任用職員に対する規定の適用等について定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） この7割にした根拠について伺います。

○委員長（藤澤和成君） 久保田人事課長。

○人事課長（久保田敏行君） お答えいたします。

国家公務員における給料月額7割措置については、民間企業における高齢期雇用の実情等を考慮し、再雇用の従業員も含む正社員全体の水準を広く参考にして、当分の間7割として措置されたものと通知がありました。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 7割にする説明を伺いましたけれども、定年に達したら、その能力とか体力とか、体力は下がると思うのですが、その仕事をする意欲とか、そういう関係はどうなのか、どういうふうに考えているか伺います。定年になると、肉体的には減退していきますけれども、その仕事をする能力とか、その意思とか、そういう点についてはどう考えているか伺います。

○委員長（藤澤和成君） 久保田人事課長。

○人事課長（久保田敏行君） 体力についてはだんだんと年齢とともに減っていくということはあるとは思いますが、これまでできた経験や知識などを活用していただいて、それを後の世代につないでいくという大切な役目を持っていると考えております。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 分かりました。

○委員長（藤澤和成君） よろしいですか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決をいたします。

議案第59号「筑西市職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（藤澤和成君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第60号「筑西市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を審査願います。

引き続き、久保田人事課長、説明願います。

○人事課長（久保田敏行君） 議案第60号「筑西市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明いたします。

今回の条例案につきましては、地方公務員法の一部改正及び職員の定年の引上げに伴い、導入される制度等に対応するため、合わせて7本の条例改正をお願いするものでございます。

改正の概要のみご説明いたします。第1条、筑西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正につきましては、役職定年の特例が適用される職員を派遣の対象外と規定するものでございます。

第2条、筑西市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、減給されている職員が降給となった場合に対応するものでございます。

第3条、筑西市人事行政の運営等に状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の条項を引用する規定を追加するものでございます。

第4条、筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法を引用する条項や文言等を整備するものでございます。

第5条、筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業や育児短時間勤務をすることができない職員について、役職定年制の特例が適用される職員を追加するものでございます。

第6条、筑西市職員の降給に関する条例の一部改正につきましては、役職定年制による降任等に対応するため、規定を整備するものでございます。

第7条、筑西市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法を引用する条項等を整備するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願います。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第60号の採決をいたします。

議案第60号「筑西市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第61号「筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を審査願います。

引き続き、久保田人事課長、説明願います。

○人事課長（久保田敏行君） 議案第61号「筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和4年10月1日に地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されることに伴い、必要な規定の整理を行うとともに、市の非常勤職員と国の非常勤職員との間に権衡を失しないようにするため、所要の改正を行うものです。

まず、法律の改正内容といたしましては、柔軟な育児休業の取得を可能とし、男性職員の育児休業取得促進や女性職員の活躍をさらに進めるため、職員及び非常勤職員の育児休業の取得回数の上限について、現行原則1回のところ、原則2回とされたところです。これに加え、子の出産後57日以内の期間中の育児休業である通称産後パパ育休の期間内についても、現行1回が2回まで取得可能とされました。

次に、条例改正の概要といたしましては、非常勤職員の産後パパ育休取得のための要件の緩和及び非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化となります。また、育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間、いわゆる産後パパ育休について57日間とするものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和4年10月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

議案第61号の採決をいたします。

議案第61号「筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺貴子君） 申し訳ありません。戻ってしまっ、大変申し訳ないのですけれども、議案第58号の一部を補足説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（藤澤和成君） 渡辺総務部長、どうぞ。

○総務部長（渡辺貴子君） 申し訳ありません。役職定年制につきましてですけれども、61歳定年となる者、つまり令和7年3月31日に定年退職する管理職に対しては、60歳を迎える令和6年度、つまり令和6年4月1日から非管理職になるという制度でございます。ですから、実際初めて適用されますのは、令和6年4月1日からということになります。現在部長を経験されました調整監の方3人現在おりますけれども、その方たちにつきましても、来年度以降の任命につきましては現在のところは未定でございますけれども、その調整監、3人の調整監につきましても役職定年制の適用は令和6年4月1日ということになります。

説明は以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 皆さんよろしいですね。ありがとうございました。

次に、議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、総務部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第63号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査終了後、討論、採決をしたいと存じます。

それでは、関城支所から説明を願います。

大塚関城支所長、どうぞ。

○関城支所長（大塚一史君） 関城支所、大塚と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、総務部関城支所所管の補正予算についてご説明申し上げます。

18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄中段の関城支所維持管理費に764万円の増額補正をお願いするのでございます。これにつきましては、原油価格・物価高騰の影響を受け、不足が見込まれる電気料でございます。

説明につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で総務部の審査を終了しますので、総務部の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

〔総務部退室。財務部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、財務部所管の審査に入ります。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、財務部所管の補正予算について審査を願います。

それでは、財政課から説明を願います。

岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） 財政課、岩岡です。着座にて失礼いたします。

議案第63号「令和4年度一般会計補正予算（第4号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明いたします。

14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。初めに、款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節15新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、説明欄2、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫補助事業地方負担分）に1,620万円の増額をお願いするものでございます。これは国の制度に基づきまして、特定の国庫補助事業の地方負担分として交付されるものでありまして、通常の使途が制限されない臨時交付金とは別に受け入れるものでございます。今回の補正予算につきましては、23ページの説明欄中段になりますけれども、これも部が所管します保育対策総合支援事業、それから29ページになりますが、こちらは教育委員会の所管に

なりますけれども、説明欄中段から少し下になります、小学校感染症対策学校教育活動継続支援事業、それから一番下、最下段になりますが、中学校感染症対策学校教育活動継続支援事業、こちらが今回の交付対象の国庫補助事業となっております。

お手数ですが、また14ページ、15ページにお戻り願います。次に、款18項1 寄附金、目12節1 説明欄1、企業版ふるさと納税寄附金に340万円の増額をお願いするものでございます。これは企業版ふるさと納税といたしまして、令和4年7月までに6社から本市の8つの事業を応援していただくということで寄附の申出があったものでございます。

内訳を述べさせていただきますと、まず初めに6月7日に水戸市の株式会社アメニティ・ジャパン様から10万円の寄附の申出がありました。応援事業は、西部医療機構運営支援事業でございます。次に、6月15日に東京都の株式会社高橋カーテンウォール様から100万円の寄附の申出がありました。応援事業につきましては、地方創生学生交流事業と公共交通対策事業の2事業でございます。次に、7月20日に常総市の株式会社光和コンサルタンツ様から10万円の寄附の申出がありました。応援事業は、誕生祝い金事業でございます。次に、7月25日に水戸市の株式会社ロングライフ様から10万円の寄附の申出がありました。応援事業につきましては、多子世帯保育料軽減事業でございます。次に、7月28日に水戸市の株式会社ハートコーポレーション様から10万円の寄附の申出がありました。応援事業は、小中一貫教育推進事業でございます。最後になりますが、7月29日に東京都のクリーンテックシオガイ株式会社様から200万円の寄附の申出がありました。応援事業は、男女共同参画推進事業と保育士確保促進事業の2事業でございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。款20項1目1節1 繰越金、説明欄1、前年度繰越金につきましては、今回の補正予算に伴う収支調整のために12億5,239万2,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。3、歳出でございます。初めに、款2 総務費、項1 総務管理費、目3 財政管理費、説明欄、財務事務費に19万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは令和5年10月1日から導入予定であります消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度に対応するため、令和5年3月31日までに行うこととなっております適格請求書発行事業者としての税務署への登録に係る業務やインボイス導入後におきまして本市が本市と取引のある事業者の求めに応じまして適格請求書を交付しまして、事業者が適切に仕入れ額控除を行うことができるよう準備を進めるために、専門的な知識を有する税理士のサポートを受けるべく、インボイス導入支援事業ということで委託をするものでございます。

続きまして、目5 財産管理費の中の説明欄の下から2番目の基金管理費になります。こちらに1億732万5,000円の増額をお願いするものでございます。内訳としましては、地域医療推進事業基金積立金1億632万5,000円の増額は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構における第1期中期目標期間の利益剰余金を積み立てるものでございます。同じく感染症対策事業基金積立金100万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策への指定寄附金でございます。これは7月13日に株式会社エーアンドエーマテリアル様から寄附をいただいたものでございます。

続きまして、目7 地方創生費、説明欄、企業版ふるさと納税推進事業に238万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは企業版ふるさと納税を推進するための事務費の増額でございます。本市におきましては、令和4年度から企業版ふるさと納税の寄附募集業務の一部を株式会社ジチタイアドというコ

ンサルティング会社に委託しております。今後寄附額が伸びた場合、このコンサルティング会社に支払います成功報酬、こちらは寄附額の20%プラス消費税になりますが、こちらが不足する見込みでありますことから、増額をお願いするものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。上から2段目になります。目17諸費、説明欄、償還金に5億2,822万9,000円の増額をお願いするものでございます。これは過年度分の国庫支出金、県支出金について、事業費の確定及び国県支出金の精算に伴いまして、超過交付された額を返還するために増額するものでございます。返還金の詳細につきましては、別にお配りいたしました補正予算の概要説明書に令和4年度9月補正国庫支出金返還金一覧を別紙として添付させていただきましたが、これは令和3年度につきましては例年度と比較しまして国への返還金が多額となったためでございます。この多額となった要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症関連事業であります新型コロナワクチン接種事業、それから生活困窮者や低所得者の子育て世帯への支援事業などにおきまして、多額の返還金が生じたためでございます。

また、予算書の左側にありますその他の財源といたしましては、こちらは経済部関係になりますけれども、多面的機能支払事業交付金についての各活動組織からの返還金を見込んでございます。

以上、財政課所管の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 19ページの財務事務費のインボイス導入支援委託料の説明あったのですが、まだこれからですけれども、適格請求書、これの発行の事務作業とか、保管事務とか、どのように想定しているか伺います。

○委員長（藤澤和成君） 岩岡財政課長、答弁願います。

○財政課長（岩岡和宏君） 詳細につきましては、今後委託料の中で税理士のアドバイスをいただいて進めるものと思っておりますけれども、まず考えておりますのは、令和5年3月31日までにインボイス事業者としての登録をします。また、実際にそのインボイスが始まるのが令和5年10月1日ですけれども、まずどのようなものが対象となるかということで、我々も勉強はしているのですけれども、それに漏れがないかとか、あくまでも事業者の方に迷惑をかけないようにするというのを一番に考えまして、作業を進めたいと考えております。

それから、保存につきましても、電磁的データでの保存でも可能ということなのですが、これについてはまだちょっと実際にやってみないと、想像しているだけです。具体的なことはこの委託料の中で勉強していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 今ご説明ありましたけれども、本当にこれは大変な地域経済、この行政の機能まで大混乱を来すものだという事を指摘して、質疑に代えます。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

増淵委員。

○委員（増淵慎治君） ちょっと教えてもらいたいのですが、19ページの企業版ふるさと納税推進事業で補正をするということなので、今の説明では、令和2年から本格的にでいいのでしょうか、始まって、当然そういう専門の業者、株式会社ジチタイアドと言いましたけれども、もうちょっと詳しく、私は推進してもらいたいと思うので、この株式会社ジチタイアドが恐らくホームページの作り方とかいろいろ、さっき成功報酬もありますよね。もうちょっと詳しく説明してもらえますか。

○委員長（藤澤和成君） 岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） ご答弁いたします。

まず、株式会社ジチタイアドに委託する一番のメリットとしましては、市役所の営業活動、例えばこの企業版ふるさと納税の対象企業は本社が市外にある企業が対象となりますので、その営業活動を市に代わって株式会社ジチタイアドがやってくれるということが一番大きなメリットになります。あとは、その寄附を集めるに当たりまして、やはりそれを専門的にやっている株式会社ジチタイアドでありますので、我々が行くよりも多くの寄附が見込まれるということで、今回委託をしております。我々昨年いただいたところとか、財務部としましてもそういうところは積極的に営業したいと思うのですが、それをお手伝いしていただいているところが一番大きいところでございます。

○委員長（藤澤和成君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） 分かりました。皆さんではできない、専門のノウハウがある方がやったほうが当然効率がいいわけで、それで株式会社ジチタイアドをほかの業界の同業者の方もいると思うのですよ、似たような感じの。選んだ理由は何かありますか。

○委員長（藤澤和成君） 岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） 答弁いたします。

これにつきましては、今回財政課のほうで企業版ふるさと納税推進事業をやるということになりまして、このコンサルティング会社を選んだ一番の理由としましては、まず近隣自治体の状況、近隣の自治体ですね、状況を聞きまして、やはりコンサルティング会社によっても、こういうことを言っては当たり外れというのがありますので、どういうものかとか、あと全国的な情報を集めまして、それでここが唯一だという判断に至りまして、契約をした経緯でございます。

以上でございます。

○委員（増淵慎治君） 最後に、当然これは間違っていない。企業版ふるさと納税ですから、返礼品とかそういうのももちろんいいのですよね。企業からいただいて、そこら辺ちょっと分からないのですが、初歩的なことすみません。

○委員長（藤澤和成君） 岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） 答弁いたします。

一般のふるさと納税推進事業と一番大きな違いは、返礼品がないということで、その企業にとってのメリットといたしましては、まず寄附をしていただくことで、市のホームページなり広報紙なりで、寄附額にもよりますが、企業のPRができるということと、それから寄附額の9割までが法人関係の税額が控除できるというのが一番大きなメリットになります。

以上でございます。

○委員（増淵慎治君） はい、分かりました。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

続いて、管財課から説明をお願いします。

坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 管財課の坂谷です。よろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、管財課所管の補正予算についてご説明いたします。

18ページ、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節10需用費、説明欄、庁舎維持管理費870万円、その下、下館武道館等維持管理費30万円、1つ飛ばしていただきまして、コミュニティプラザ管理運営事業309万3,000円及びその上の節18負担金補助及び交付金、スピカビル管理運営事業2,365万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは原油価格・物価高騰による電気代及び重油代に係る増額補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑をお願いします。

増淵委員。

○委員（増淵慎治君） ちょっと堀江委員とも話したのですけれども、19ページ、今説明あった庁舎維持管理費、先ほどもちょっとあったのですけれども、庁舎維持、武道館、分かります。コミュニティプラザも分かります。スピカビル。ちょっと余計なようですけれども、協和支所と明野支所とかそういうのはいのですか。ないのですかということが1つね。今回出ていませんけれども。

それと、先ほどの説明もそうなのですけれども、基本的には電気料だけなのですか。それともそれ以外の例えばボイラーの灯油とか重油とか、そういうものも、あとガスね。一番上がっているのが電気、ガスとか、それが随分上がっているみたいなのですけれども、この増額の内訳、それをお願いします。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

まず、こちらにあります庁舎維持管理費、下館武道館等維持管理費、スピカビル管理運営事業、コミュニティプラザ管理運営事業につきましては、管財課所管のものでございまして、ほかの部分につきましては概要説明欄の別紙のほうにそれぞれの今回の光熱……

（「あるの」と呼ぶ者あり）

○管財課長（坂谷康弘君） （続）そこにありますので、そこをご参照願えればと思います。

重油代につきましてご説明いたします。重油代につきましては、スピカビル管理運営事業、全体の空調に係るもので使わせていただいております。また、コミュニティプラザ管理運営事業のほうに別の空調施設がありますので、そのスピカビル管理運営事業及びコミュニティプラザ管理運営事業に係る空調代としてこのボイラーを回す燃料費として重油代がかかっております。あと、ほかは電気代がそれぞれかかっているという内訳になっております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） 私最終日に討論をやろうと思っているのですけれども、今回非常に今の答弁もそうなののですけれども、庁舎の管理というのが非常に複雑、今回のせっかくこの機会だから、直接皆さんには関係ありませんけれども、アルテリオのエアコンが1か月間故障して使用できなくなったのです。一番大事な8月に企画展も美術館も休館ですから、どうもその管理を誰がやっているのかなということになると、私が聞いた範囲では日本管財株式会社だと。例の日本管財株式会社、非常に委託をしている。だから、皆さん直接管理するものと、その日本管財株式会社が管理しているやつだと、どうも分からなくて我々に、私に能力がないのかと思うのですけれども、分かりづらいのですよね。そういう問題の今日の議案とは全然関係ないのでけれども、そういうのがあって、庁舎の維持管理を質疑させてもらったのですけれども、基本的にはほとんど電気代でいいのですか。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） ご説明いたします。

先ほど申し上げましたように、電気代はそれぞれ4事業に増額分がかかっております。重油代につきましては……

（「何代」と呼ぶ者あり）

○管財課長（坂谷康弘君） （続）重油代につきましては、スピカビル管理運営事業と6階のコミュニティプラザ管理運営事業のほうにかかっている空調のそのボイラー代になる。全体のボイラー代と6階に別に造ってありますボイラー代にかかっております。

以上でございます。

○委員（増淵慎治君） よく分かりませんが、よく勉強させていただきます。

○委員長（藤澤和成君） いいですか。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） では、質疑を終結いたします。

続いて、収税課から説明を願います。

古宇田収税課長。

○収税課長（古宇田修一君） 古宇田です。どうぞよろしく申し上げます。着座にて失礼します。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、収税課所管分についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の7ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正、1、追加、1番、市税等公共料金運搬警備委託でございます。こちらは新規の業務委託といたしまして、令和5年度から令和7年度までの3年間、限度額で3,325万8,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲として債務負担行為をお願いするものでございます。この業務は、土日、祝日、年末年始を除く毎日、関城支所、明野支所、協和支所、川島出張所において収納された市税等の公共料金を回収し、指定金融機関であります常陽銀行の下館支店までの運搬業務を警備会社に委託することにより、安全かつ確実な収納につなげるものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の20ページ、21ページを御覧ください。款2総務費、項2徴税费、目賦課徴收費、説明欄、過誤納還付事業、こちらに1億5,316万円の増額をお願いするものでございます。こちらは、去る8月18日の全員協議会においてご説明させていただいた固定資産税、都市計画税の過去の

課税誤りに対する市税過誤納還付金と還付加算金でございます。さきの全員協議会では資産税課から還付額として1億5,971万400円と説明をさせていただきましたが、今回の補正額1億5,316万円は、令和4年度現年度課税分を除いた額でございます。今回の課税誤りの対象件数は341件となり、今年度還付事務を進めていただくためのものでございます。

以上、収税課所管の説明は以上2点でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 警備会社に警備を委託しているそうですが、3,325万8,000円、これは入札で業者を選んでいるのですか、警備会社を。

○委員長（藤澤和成君） 古宇田収税課長、答弁願います。

○収税課長（古宇田修一君） 今のところこの公金、現金を輸送する、輸送できる会社とありますが、いろいろ指定金融機関である常陽銀行のほうからご紹介いただいて、業務ができる会社というのが3社ほどございまして、そちらで入札もしくは随意契約か、はっきりとした回答はできませんが、内容をこれから詰めて契約に結びつけるように進めていきたいと思っております。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 常に我々がいわゆるチェック機能とありますが、随意契約とかそういったことで時に疑義を感じることがありましたので、及ばずながらこの件に関して常陽銀行がうちの指定銀行ですから、常陽銀行がお頼みしている警備会社が一番ベターだろうと思うのですが、それとて一応公金ですから、透明性のあるそういった実施をお願いしたいということで質疑しました。

以上。

○委員長（藤澤和成君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 今の会社のほうは分かりました。それで、これ令和5年度からということなのですけれども……

○委員長（藤澤和成君） マイクお願いしていいですか。すみません。

○委員（尾木恵子君） これまでの状況というのはどうだったのか。なぜこの令和5年度からこういう体制になるのかをその辺の経過、お願いします。

○委員長（藤澤和成君） 古宇田収税課長、答弁願います。

○収税課長（古宇田修一君） これまで合併する前は、各支所に常陽銀行の行員がいて、それで手数料だったり、市税のほうを収納して、それを下館支店のほうにということだったのですが、その後支所の常陽銀行が撤収ということになりまして、今本庁舎のスピカビルの2階の金融機関だけということになってしまったのです。この間とありますが常陽銀行がサービスの一環として各支所の公金を週2回集めて、それで下館支店のほうに持っていったという流れになっています。それで、その後常陽銀行のほうから、ちょっと業務のほうが厳しいといったようなご相談がありまして、今回警備会社に委託ということでお願いするものがございます。

○委員長（藤澤和成君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） いいです。分かりました。

○委員長（藤澤和成君） そのほか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） では、質疑を終結いたします。

以上で財務部の審査を終了します。

ここで、執行部の入替えをお願いしたいと思います。

〔財務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査を願います。

消防防災課から説明を願います。

國府田消防防災課長。

○消防防災課長（國府田 武君） 消防防災課の國府田です。着座にてご説明させていただきます。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、消防防災課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6目6雑入、節14雑入（消防）、説明欄2、消防団員退職報償金2,477万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、令和3年度に退職された消防団員67名分に係る退職報償金として、消防団員等公務災害補償等共済基金からの歳入となるものでございます。予算要求時には退職団員数が未確定であったことから、今回増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、26、27ページをお開き願います。3、歳出でございます。款9項1消防費、目2非常備消防費、次のページに移りまして、節7報償費、説明欄、消防運営事務費でございますが、歳入と同じく令和3年度に退職された消防団員の退職報償金として、歳入と同額の2,477万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。この消防団員退職報償金は、筑西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づきまして、勤続5年以上の団員に対し、勤務年数及び階級に応じて支払うものでございます。退職報償金の支給対象の内訳でございますが、勤務年数が5年以上10年未満28名、10年以上15年未満11名、15年以上20年未満7名、20年以上25年未満9名、25年以上30年未満が4名、30年以上が8名、合計67名となっております。

次に、1行下に移りまして、目3消防施設費、節10需用費、説明欄、消防施設管理費に74万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは災害や火災などで消防団員の活動拠点となるために市内44か所に整備している消防団車庫及び詰所、また非常食や毛布をはじめとする災害備蓄品、各種資機材などを保管している防災倉庫や水防倉庫に係る電気料金が値上がりし、予算不足となる見込みであるため、今回増額をお願いするものでございます。

次に、1行下に移りまして、目5災害対策費、節10需用費、説明欄、防災行政無線維持管理経費123万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは火災発生、災害に関する各種情報、また行政に関する情報などを市民の皆様にはいち早くお知らせする目的で市内323か所に整備している防災行政無線屋外子局の電気料金が値上がりし、予算不足となる見込みであるため、増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（藤澤和成君） では、質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 消防団員の事務費ということではありますが、67名の方が退職されるわけですが、これで退職されると減りますよね。その補充、消防団員の成り手のいない問題なんかもありまして、その辺はどうなのかという点をお伺いします。

それと、2つ目は、この防災行政無線、一時聞きにくいという、分かりにくいという声が市民の方から寄せられましたけれども、そういう点は解消されたのかどうか伺います。

○委員長（藤澤和成君） 國府田消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（國府田 武君） お答えいたします。

現在消防団員787名います。団員募集の取組といたしましては、団員の処遇改善といたしまして、一般団員、階級でいきますと団長から一般団員という階級がございますが、年額報酬を今年度から3万4,000円から3万6,500円に増額しております。また、出動報酬の見直しということで、放水ありの報酬なのでありますが、昨年度まで3,500円と、こちらが4時間まで4,000円、4時間以上の消火活動、4時間を超える消火活動の場合は8,000円ということで出動報酬のほうも増額しております。

また、装備品の充実ということで、消防団員が活動するのに必要なもの、こちらをほぼ貸与しているような状況でございます。また、入団活動の促進としましては、募集のポスター掲示や庁内のインフォメーションで市職員の消防団員を募集したり、広報紙、市ホームページなどで募集してございます。

続きまして、防災無線、こちら聞きにくいということでご質疑ですが、昨年度防災無線に対する苦情ということで約30件ほどございます。主なものでいきます。聞こえにくい、うるさい、内容改善というのが主なものでございます。どうしても防災無線という性質上、距離、また風向き、あと今現在ですと建物の気密性、こちらの問題でございます。それですので、フリーダイヤル0120—0296—99、また場所によりましては防災無線のスピーカーの角度、こちらなどの微調整などもしております。それで聞こえにくいといった苦情に対しまして、対応しているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） ありがとうございました。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 退職報償金ですが、ちなみに30年以上勤めた方どれくらいお支払いします。

○委員長（藤澤和成君） 國府田消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（國府田 武君） お答えします。

30年以上が8名……

（「いやいや、金額」と呼ぶ者あり）

○消防防災課長（國府田 武君） （続）金額、失礼いたしました。

お答えいたします。こちら階級によって変わります。団長97万9,000円でございます。副団長90万9,000円でございます。本部員及び分団長84万9,000円でございます。副分団長80万9,000円でございます。部長及び班長73万4,000円でございます。一般団員68万9,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 意見ありません。分かりました。

○委員長（藤澤和成君） それでは、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を終結いたします。

以上で議案第63号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第63号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決をいたします。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の審査を終わります。

以上で総務企画委員会に付託されました議案の審査を終了しました。

それでは、執行部の皆さんは退室を願います。

お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（藤澤和成君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任をいただきたいと存じます。

また、今定例会最終日に閉会中の所管事務調査についてを提出いたします。

以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時 5分